

# 財政健全化の基本的考え方

## 1 基本的考え方

これまで述べてきたように、本県の財政状況は極めて厳しい状況にあります。中期財政見通しから明らかなように、財政健全化を図らなければ、大幅な収支不足が続き基金が枯渇する深刻な状況にあります。国の構造改革の方向性等を踏まえれば、国に依拠してきた地方交付税や国庫補助金などの依存財源にも、もはや多くを求めるのは困難です。

一方で、国際化、情報化、少子・高齢化など社会経済情勢の変化に対応し、自立的に発展していける快適で活力ある島根を目指していかなければなりません。

また、今後本格的な地方分権時代が到来する中で、拡大した裁量権を背景に、個性ある地域づくりや独自の政策・施策を自らの判断と責任で展開していかなければなりません。

そのためには、徹底した財政健全化の取組みを推進し、様々な環境変化にも機敏かつ柔軟に対応できる効率的な財政基盤を構築していくことが求められています。

## 2 改革の視点

財政健全化は、それ自体が目的ではなく、島根の未来への飛躍のための改革です。

このため、財政健全化の推進にあたっては、次の視点で取り組みます。

### 県の果たすべき役割の再検証

国際化、情報化、少子高齢化などによる社会経済情勢の変化や、地方分権、市町村合併など行財政システムの構造的改革に対応していくため、国、市町村、県民との新たなパートナーシップを構築し、県行政の果たすべき役割を見直す。

### 重要な政策課題への集中的・重点的投資

全国に先駆けて進展する高齢化・過疎化、これに伴う産業活動の停滞や中山間地域の活力の低下など、地域固有の課題や県民ニーズに的確に対応していくため、予算や人員などの資源を、重要課題に集中的・重点的に投資する。

### 行政サービスの量から質への転換

現在の行財政システムの中の非効率な面を排除し、限られた予算や人員を有効に活用するため、最小のコストで最大の効果を発揮させる成果重視の取組みを積極的に推進する。

### 歳入の確保による自立性の向上

自主財源に乏しい脆弱な財政構造を改善していくため、受益と負担の関係を明確にし、自主財源の充実確保に向けた取組みを推進する。

### 県民との情報共有の推進

県政に対する県民の信頼を高め、「県民本位」、「地域主体」の観点から県民の意見を行政運営に反映させるため、財政の現状と将来展望について積極的な情報提供に努め、県民との情報共有のもと財政健全化の取組みを推進する。

### 3 財政運営における目標設定

「中期財政見通し」を踏まえ、本県の財政見通しに警戒信号を発している公債費の増こうを抑制するとともに、将来にわたる財源調達の弾力性を担保するため、次の2つの目標を設定し、その実現を目指して財政健全化に取り組みます。

起債制限比率 今後10年間18%台以下

基金残高 10年後に概ね500億円以上

### 4 財政健全化シミュレーション

歳入の低位構造の中で財政健全化の目標を達成するためには、まず高い投資水準にある公共事業費の大幅削減による県債発行の縮減を通じた公債費の抑制が必要不可欠なことから、公共事業費について適正規模を次のとおり検証してみたところです。

#### 【公共事業費の適正規模の検証】

他の要素を加味せず、事業費を平成15年度に一律削減した場合の参考試算

- A : H14 事業費補正見直し 補助公共 30%、単独公共 30%  
一般公共事業債等の事業費補正<sup>a</sup>見直しによる実負担の増見合いの事業費を減額
- B : Eグループ<sup>b</sup>平均並みの事業規模 補助公共 25%、単独公共 40%  
標準財政規模<sup>c</sup>対比 (Eグループ/本県) 補助 32.7%/42.3%、単独 10.2%/17.4%
- C : 全国平均並みの事業規模 補助公共 40%、単独公共 50%  
標準財政規模対比 (全国/本県) 補助 26.2%/42.3%、単独 8.6%/17.4%
- D : 経済対策以前(H3)の事業規模 補助公共 0%、単独公共 70%  
H3/H14 事業費 補助 1,180億円/1,182億円、単独 131億円/486億円

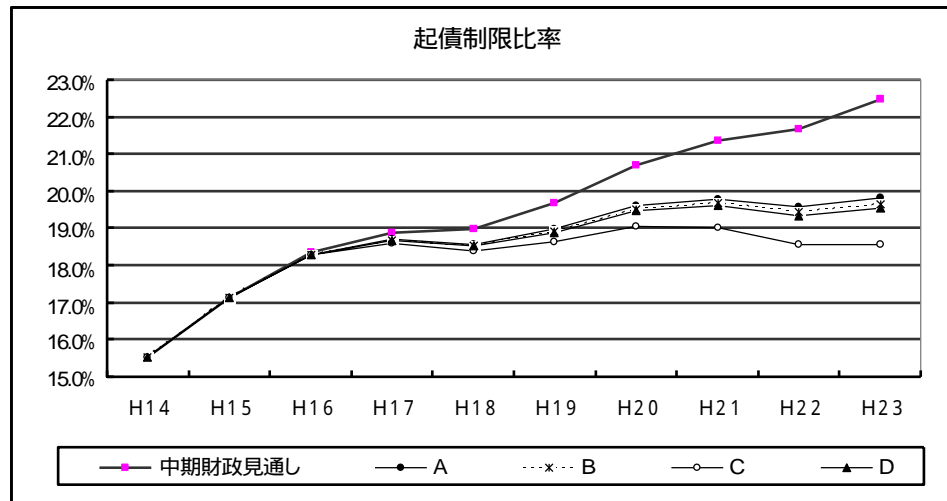
---

a 「事業費補正」 地方交付税の算定方式の一つで、各地方公共団体の事業費の一定割合（算入率）を地方交付税に割増すもの  
平成14年度に見直しが行われ、算入率が引き下げられたため、事業を実施する際の実質的な負担（実負担）が増加した

b 「Eグループ」 全国の都道府県のうち、財政力の最も弱い15県

c 「標準財政規模」 地方公共団体が一定の水準で行政活動を行うために必要とする一般財源

## 起債制限比率シミュレーション



- 標準財政規模に対する事業費を全国平均まで削減（Cパターン）した場合、繰上償還の実施とあわせて、今後10年間、起債制限比率をほぼ18%台以下とすることが可能

## 収支改善シミュレーション

削減率	H15	H16	H17	H18	H19	H15~H19	H23
A：補助30%、単独30%	38	25	18	23	31	135	72
B：補助25%、単独40%	40	30	25	31	39	165	84
C：補助40%、単独50%	56	39	31	38	50	214	112
D：補助0%、単独70%	39	42	49	54	64	248	109

各パターンごとの収支改善額(一般財源)、単位:億円

- 公共事業費は、国庫支出金、県債等の特定財源<sup>a</sup>を主な財源としているため、一般財源ベースの収支改善効果はすぐには現れない。中長期的には一定の収支改善が図られるものの、当面の収支不足に対応するためには、公共事業費だけでなく人件費を含めた歳出全般にわたる抑制が必要

## 5 集中改革期間

平成15年度から平成17年度までを「集中改革期間」とし、財政健全化に集中的かつ重点的に取り組みます。

なお、持続的・安定的な財政基盤の確立のためには不断の努力が必要であり、集中改革期間の成果を踏まえ、平成18年度以降も引き続き財政健全化に取り組んでいく必要があります。

<sup>a</sup> 「特定財源」 国庫支出金、県債など用途が特定されている財源〔一般財源〕

# 財政健全化の方策

## 1 行政の効率化とスリム化

歳出規模の抑制にあたっては、まずは県内部の歳出削減努力を徹底し、県の業務と密接な関係にある外郭団体も含め、簡素で効率的な行政運営を行います。

### (1) 組織・人員配置の見直し

社会経済情勢の変化による多様な行政課題に機動的に対応するため、簡素で効率的な業務執行体制を整備する。また、事務事業の見直しに応じた弾力的な人員配置を進める。

### (2) 人件費総額の抑制

#### 職員定員の削減

簡素で効率的な行政運営を行うため、組織のスリム化や事務事業の改善・整理、外部委託等により、今後10年間で約500人の職員定員の削減を行う。なお、削減にあたっては、極力前倒しを図り早期達成を目指す。

#### 給料のカット

県民の理解を得ながら財政健全化に取り組んでいくため、集中改革期間である平成15年度から平成17年度までの間、次のとおり給料支給額を削減する。(調整中)

知事	10%
副知事、出納長、教育長、代表監査委員	7%
管理職(部次長級)	5%
“(課長級)	4%
一般職	3%

#### 給与の見直し

国の公務員制度改革による新人事制度にあわせ、本県の給与体系を検討するとともに、国や他の都道府県の状況及び社会経済情勢の変化に伴う給与制度、手当等の見直しを行う。

具体的な取組み
55歳昇給停止(調整中)、特殊勤務手当等の見直し、時間外勤務手当等の縮減

### (3) 内部管理経費の節減

#### 内部事務経費の節減

行政事務の電子化やISO認証取得、県庁エコオフィスプランの取組みを進めるとともに、職員一人ひとりの自覚による執行方法の改善などにより、内部事務経費を徹底して節減する。

#### 具体的な取組み（主なもの）

ペーパーレス化の推進、再利用の徹底、光熱水費やコピー用紙の削減  
印刷物や図書・雑誌購入の縮減  
審議会開催経費、協議会負担金の見直し  
リース契約等の複数年契約化、システム管理運営費の削減  
旅費総額の抑制、公用車更新の原則凍結

#### 施設管理運営費の節減

庁舎等について、保守管理業務の複数施設一括発注や清掃回数の低減など維持管理水準の抑制等により、一層の経費節減を行う。

また、県立施設について、施設ごとのバランスシート及び行政コスト計算書の作成・分析を通じて、その管理方法、委託方法について見直しを行うとともに、NPO<sup>a</sup>法人等民間への管理委託の検討など効率的な運営に努める。

### (4) 県債管理の徹底

将来の公債費負担を財政力に見合う程度に引き下げるため、公共事業費の削減にあわせて、単なる資金手当のための県債発行の抑制を図るとともに、既に発行した県債の繰上償還を行う。

また、各年度の公債費負担の平準化を図るため、現在10年から20年で設定している銀行等引受債<sup>b</sup>の償還期間について、新たに発行するものから、地方交付税の算定の基礎となっている20年に変更する。

### (5) 資金管理の徹底

近年の資金収支状況の悪化により増加している資金管理コストの低減のため、国庫支出金の早期受入れなど歳入予算の早期確保と、歳出予算の計画的・効率的な執行に努める。

### (6) 外郭団体の見直し

県議会行財政改革調査特別委員会の最終報告等を踏まえ、団体の組織体制の強化・効率化の観点から、団体自らの経営責任による自立を促すため、県の人的・財政的関与のあり方について、平成15年度に一斉見直しを行う。

また、県の業務と密接な関係にあることから、県の行財政改革に準じた取組みを要請する

<sup>a</sup> 「NPO」 営利を目的とせず公益的な目的を有する社会貢献活動を行う市民活動団体

<sup>b</sup> 「銀行等引受債」 県債のうち金融機関等から借り入れるもの

## 2 歳出規模の抑制と質的改善

限られた財源を有効に活用するため、歳出規模を抑制するとともに、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、事務事業の徹底した見直しを行います。

### (1) 公共事業

#### 事業費の削減

県債発行の縮減による公債費の抑制と中長期的な財政構造の改革のため、他の団体に比べ高い投資水準を財政力に見合った水準まで引き下げる必要がある。

このため、集中改革期間（H15～H17）において、公共事業費の総額を補助公共・単独公共あわせて30%程度（H14当初対比）削減する。

#### 具体的な削減目標

- ・ 国庫補助公共事業費 3カ年で20%程度削減
- ・ 県単独公共事業費 3カ年で50%程度削減

各年度の具体的な削減率は、予算で調整

#### 質的改善

分野別の整備状況や県民のニーズ等を十分踏まえ、事業の優先度を明確にして整備を進めるため、個別査定による査定方式の導入を検討するとともに、地域の実情に応じた整備基準やコスト縮減、集中投資による事業効果の早期発現など、効率的・効果的な公共事業の執行を図る。

#### ( ) 公共事業評価システムの構築

事業の必要性や事業効果等を客観的に評価し、各事業ごとの優先度を明確にすることにより、効率的・効果的な事業実施を行うため、継続事業も含め事前評価と再評価を一体とした公共事業評価システムを構築し、評価結果を予算編成及び事業執行に反映する。

#### ( ) コスト縮減やローカル・スタンダード<sup>a</sup>の導入

事業の集中化、新技術の導入、入札制度の改善などのコスト縮減策に加え、県道の1.5車線整備、歩道の幅員のあり方など地域の実情に応じた整備基準の導入を進め、一層のコスト縮減と整備効果の早期発現を図る。

<sup>a</sup> 「ローカル・スタンダード」 地域それぞれの実情に応じた基準

( ) 地域住民の参画

公共事業に対する地域住民の意見の反映、合意形成を促進する観点から、住民が公共事業の計画段階から用地関係の調整、施設維持管理などに主体的に参画するP I（パブリック・インボルブメント）<sup>a</sup>方式やワークショップ方式<sup>b</sup>の導入を推進する。

（取組み実績

宍道湖畔環境整備事業（宍道湖大橋、国道431号等の整備）

出雲市駅前矢尾線整備事業（駅前活性化のための街路整備）

( ) 圏域ごとの事業間調整

支庁・総務事務所を中心として住民の意見を反映した圏域ごとのマスタープランを策定し、これに基づき事業間の調整も図りながら政策と県民ニーズが合致した優先度の高い事業が展開される仕組みを構築する。

経済・雇用情勢への影響緩和

公共事業費削減により県内の経済・雇用情勢に対し大きな影響が予想されるため、建設産業等への対策として、即効性のある雇用創出対策や円滑な労働移動を促進するための対策によりセーフティネットの構築を図る。

（具体的な取組み

島根県産業振興プログラム（平成14年9月策定）

当面の雇用対策及び建設産業対策の方針（平成14年11月策定）

(2) 県有施設の整備等

効率的な施設整備・維持保全

県有施設の改築、修繕にあたっては、インシャルコスト、ランニングコスト両面から効率性重視の検討を行い、技術的知見のもとに一元的に管理するシステムを構築する。

大規模プロジェクト

着手済みの事業を含め第3次中期計画に登載された大規模プロジェクトについては、個別に施設規模・機能等の見直しを行うことなどにより、事業費の抑制を図る。

県立学校

施設規模、機能等の事業内容を吟味したうえで、年度間調整による事業費の平準化を図る。

庁舎、職員宿舍等

庁舎、職員宿舍等の施設整備は、集中改革期間中の新規着工を凍結する。

<sup>a</sup> 「P I（パブリック・インボルブメント）」 政策形成の段階で住民の意見を吸い上げるために、住民に意思表示の場を提供する試み

<sup>b</sup> 「ワークショップ」 住民や専門家、行政などが平等に意見を出したり作業しながら、テーマについて考え、合意形成に導こうとする場

### (3) 事務事業の見直し

行政評価<sup>a</sup>で行われる自主点検を基礎に成果重視の観点から事務事業を検証し、優先順位の厳しい選択を行うなど徹底した見直しを行う。

特に、長期にわたり実施している事業については、社会経済情勢の変化等を踏まえ抜本的に見直す。また、国庫補助(委託)事業については、国における国庫補助負担金の整理合理化の動向を踏まえ、重点的に見直す。

### (4) 補助金

平成13年度包括外部監査結果報告等も踏まえ、補助金見直し基準に基づき、県としての補助の必要性、県の役割や関与のあり方、事業効果や緊急性等を十分吟味したうえで、経過年数の長い補助金、人件費補助金、少額補助金を中心に見直しを行う。

### (5) 繰出金

病院、上水道などの企業会計<sup>b</sup>や下水道、県営住宅などの特別会計<sup>c</sup>について、経営合理化、効率化や経営状況の透明性の確保を進めるとともに、一般会計からの負担のあり方について見直す。

### (6) 民間活力の活用

PFI<sup>d</sup>方式、公募型プロポーザル<sup>e</sup>方式の導入や外部委託の推進により、民間のノウハウや資金を活用し、事業の一層の効率化・簡素化を図る。

- 
- <sup>a</sup> 「行政評価」 予算や人員などの投入により、どれだけ量のサービスを提供しているか把握し、住民生活の質がどのように変化したかという成果を測定するツール
- <sup>b</sup> 「企業会計」 住民へのサービス提供を目的として地方公共団体が経営する事業の経理を行うもので、企業としての経済性を発揮するよう運営されなければならない
- <sup>c</sup> 「特別会計」 地方公共団体が特定の事業を行う場合や、特定の収入をもって特定の歳出に充てる場合に、一般の歳入歳出(一般会計)と区分して経理を行うもの
- <sup>d</sup> 「PFI」 公共サービスの提供を民間主導で行うもので、公共施設等の設計、建設、維持管理、運営に、民間の資金とノウハウを活用し、効率的・効果的な公共サービスの提供を図るもの
- <sup>e</sup> 「公募型プロポーザル」 工事発注にあたって、設計者から設計の運営体制、過去の作品、当該事業等に対する考え方などの提案を受け選定する方式(プロポーザル)のうち、提案できる者をあらかじめ指名せず公募で行うもの



### 3 歳入の確保

県の財政運営の自立性を高めるために、県税収入の確保、受益者負担の適正化、県有財産の有効活用など、自主財源の確保に努めます。

#### (1) 県税収入の確保

##### 課税自主権<sup>a</sup>の活用

本県の実情を踏まえた法定外目的税<sup>b</sup>について、産業廃棄物対策など特定の政策目的について受益と負担の対応関係、目的に対する有効性など、幅広い観点からその導入を検討する。

また、平成16年度で課税期間が終了する核燃料税についてその継続を検討する。

##### 減免基準の見直し

社会経済情勢の変化等を勘案し、税負担の公平を図る観点から、法人県民税、個人事業税、不動産取得税等について、現行の減免基準を見直す。

##### 滞納額の縮減

財産差押えなど滞納処分のための調査を徹底して行い、効果的・効率的な滞納整理を実施することにより、滞納額の縮減と税収の確保を図る。

##### 税源涵養に資する施策の推進

県税の増収を図るため、産業活性化、雇用創出など税源涵養に資する施策を積極的に推進する。

#### (2) 受益者負担の適正化等

##### 使用料・手数料の見直し

原価計算や類似施設の料金等を勘案し、平成15年度に見直しを行い、以後3年ごとに見直す。

また、社会経済情勢の変化等を勘案し、減免基準を見直す。

##### 財産の譲渡・貸付に係る減免基準の見直し

社会経済情勢の変化等を勘案し、減免基準を見直す。

##### 分担金・負担金の見直し

県が行う事業により特定の市町村等が利益を受けるものについては、事業間の整合性等を図る観点から、見直しを行う。

##### その他

職員駐車場の料金の適正化、受講者を限定して継続実施するセミナーの有料化など、その他の受益者負担の導入を検討する。

また、道路等維持管理への住民のボランティア参加の促進について検討する。

---

<sup>a</sup> 「課税自主権」 税の種類、税率などの課税要件について、他の団体の関与を受けずに自主的・自立的に決定できる権利

<sup>b</sup> 「法定外目的税」 地方税法に定める税目以外に、地方公共団体が独自に課税する税のうち、税収の用途を限定し特定の目的に充てる税

### (3) 県有財産の有効活用

#### 未利用財産の処分

県有財産の有効活用を図るため、利用計画のない遊休財産を積極的に売却する。

また、今後の施設の移転改築にあたっては、さらなる遊休財産が生じないように、跡地処分の目処をたててから整備計画を進めるなど、財産の適正な管理を推進する。

#### 利用促進

これまで整備を進めてきた公の施設の積極的な利用促進に努め、施設機能を最大限発揮させるとともに、使用料の増収を図る。

#### 知的所有権の活用

特許権や著作権など有用な知的所有権の適切な管理に努めるとともに、積極的な利用促進によりロイヤリティ<sup>a</sup>収入の確保を図る。

### (4) 基金の活用

現在運用益により事業実施している基金について、低金利情勢における基金の有効活用を図るため、取り崩しにより特定目的のための財源を確保する。

### (5) 使用料等の滞納額の縮減

滞納額の大きい県営住宅使用料や貸付金元利収入等、県税以外の滞納についても、滞納実態に応じた適時適切な債権確保の取組みを一層強化し、徴収率の向上に努める。

---

<sup>a</sup> 「ロイヤリティ」 特許権などを使用した場合に権利所有者に支払われる対価

#### 4 個性ある地域の発展のための予算づくり

厳しい財政状況の下であっても、社会経済情勢等の変化に対応して重点課題に全庁挙げて取り組むとともに、多様な行政ニーズに柔軟かつ機動的に対応できるよう、限られた財源を重点的に配分し、効率的・効果的に活用できる予算システムを構築します。

##### (1) 重点分野への積極的対応

少子・高齢化対策、教育をはじめとする人づくり、産業振興や雇用対策など、重点的に取り組まなければならない課題に、財政健全化によって生み出された財源を活用する。

##### (2) 政策主導型予算システム

政策重視の論議の活性化を図り、地域の実情に即した戦略的な施策展開に部局の枠を越えて対応していくため、行政評価システムとの連携のもとに、政策企画会議を中心として政策目的ごとに予算を重点配分する政策主導型の予算システムを構築する。

##### (3) 地域プロジェクト型予算システム

支庁・総務事務所を中心に、地域住民への適切な情報提供と地域住民の意向・ニーズの的確な把握を通じて、地域の多様な発想による政策提案を生み出し、これを直接的に予算に反映させる地域プロジェクト型の予算システムを構築する。

## 財政健全化による改善効果〔試算〕

### 1 収支改善額（一般財源ベース）

（単位：億円）

	集中改革期間			計
	H15	H16	H17	
1 行政の効率化とスリム化	29	36	39	104
主なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人件費総額の抑制 60億円程度</li> <li>・ 内部管理経費の節減 20億円程度</li> <li>・ 県債管理の徹底 10億円程度</li> <li>・ 外郭団体の見直し 10億円程度</li> </ul>			
2 歳出規模の抑制と質的改善	28	54	61	143
主なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共事業費の削減 100億円程度</li> <li>・ 事務事業の見直し 30億円程度</li> <li>・ 補助金の見直し 10億円程度</li> </ul>			
3 歳入の確保	4	6	8	18
主なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県有財産の有効活用 10億円程度</li> <li>・ 県税収入の確保 3億円程度</li> <li>・ 受益者負担の適正化 3億円程度</li> </ul>			
計	61	96	108	265

財源不足額	200	222	197
基金残高	733	511	314

#### 【参考】中期財政見通し

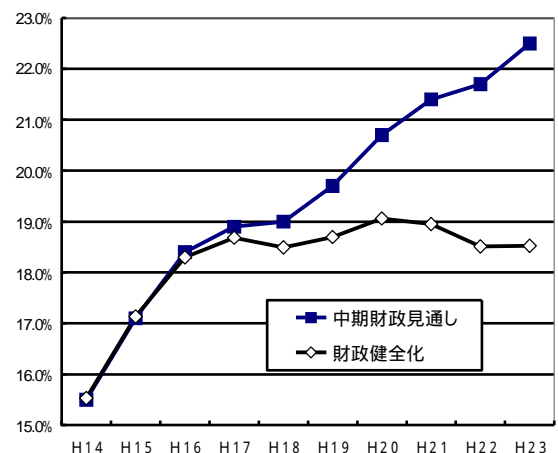
	H15	H16	H17	H18	H19
財源不足額	261	318	305	241	288
基金残高	672	354	49	192	480

### 2 起債制限比率

H15	H16	H17	H18	H19	(H23)
17.1%	18.3%	18.7%	18.5%	18.7%	(18.5%)

#### 【参考】中期財政見通し

17.1%	18.4%	18.9%	19.0%	19.7%	(22.5%)
-------	-------	-------	-------	-------	---------



## 財政健全化の推進にあたって

### 1 集中改革期間中の予算編成

この指針に定めた財政健全化に向けた具体的な取組みについては、毎年度の予算編成方針や予算執行等に反映させていきます。

### 2 情報提供

財政健全化の取組みには、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」の厳しい選択が必要となります。

このため、財政健全化の取組みの進捗状況や、その成果を踏まえた将来の財政見通しについて、あらゆる機会を通じて県民にわかりやすく公表し、県民との情報共有のもと、ご理解とご協力をいただきながら財政健全化に取り組めます。

### 3 国への要請

自主的・自立的な地方行財政運営を確保するためには、国から地方への税源移譲及び地方交付税所要総額の確保等による地方税財源の充実確保が不可欠です。このため、国に対して地方財政対策により必要な措置が講じられるよう強く要請していきます。

#### (1) 地方税財源の安定的な確保と地方交付税制度の充実強化

- ・ 国と地方の役割分担を踏まえた税源移譲を基本とする地方税財源の充実強化
- ・ 地方の実情を十分踏まえた地方交付税所要総額の確保
- ・ 地方交付税制度の本旨である財源保障機能、財政調整機能の維持強化

#### (2) 国庫補助負担制度の改善

- ・ 補助対象の拡大、補助単価の充実等による超過負担の解消
- ・ 事業実施にあたっての国の過度の関与の見直し
- ・ 地方の実情にあった制度や基準による公共事業の推進
- ・ 維持管理に係る国直轄事業負担金の廃止と事務費のあり方の見直し

## お わ り に

地方公共団体は、自主的・主体的な地域づくりや地域経済の再生等の重要な政策課題を推進し、豊かで安心できる魅力ある地域社会を実現するため、ますます大きな役割を果たしていくことが強く期待されています。

一方、現在の地方財政の歳入構造をみると、国庫支出金や地方交付税など国からの財源に依存する割合が高く、地方税収入の構成比は全体として3割強にとどまっており、地方歳出との差額を国庫補助負担金や地方交付税で埋める構造となっています。このことが、地域及び住民の受益と負担の対応関係を不明確にし、地方における歳出の効率化を妨げる要因とも言われています。このため、今後は、歳出面において、法令基準や国庫補助負担制度を通じた国の関与を廃止・縮小し、地方の自己決定権を拡大するとともに、地方における歳出規模と地方税収入の乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、地方分権時代にふさわしい地方税財政基盤を確立することが必要です。

しかしながら、本年10月に地方分権改革推進会議から内閣総理大臣に報告された「事務・事業の在り方に関する意見」においては、地方公共団体が自らの責任と判断により主体的に施策を展開していくための地方税財源の充実確保という視点を取り入れられておらず、重大な懸念を抱かざるを得ません。特に、義務教育費国庫負担制度の見直しについては、地方の自主性・自立性になんら寄与しない退職手当等の国費5000億円を単に地方に転嫁するものであること、地方財政に大きな影響を与えるにもかかわらず財源措置が明確に示されていないことなど、到底受け入れられるものではありません。

国に対して言うべきことは言う、そのためにも、県としてすべきことはする、という姿勢に立って各般にわたる改革を断行し、この難局を乗り越えて行く必要があります。

財政健全化の過程では、公共事業の大幅な削減をはじめとする歳出全般にわたる徹底した見直し、経費の節減、事業実施時期や進度の調整等により、雇用や県民生活に少なからぬ影響が生じることが予想されますが、こうした影響をできる限り緩和するため、さきに雇用対策本部において決定した「当面の雇用対策及び建設産業対策の方針」に基づき、雇用対策や産業振興策に積極的に取り組むとともに、歳出全般のスリム化を図る中で人件費も抑制し、県民の理解と協力を得ながら取り組んでいきたいと考えています。

また、国の構造改革の動向や社会経済情勢の変化に応じて、この「財政健全化指針」についても適時適切な見直しを行い、実効性のある取組みとしていきます。

時代は変革期を迎えています。このようなすべての取組みは、県民の皆様のご理解なくしては実現できないものであります。どうか、県民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。